

市第 71 号議案 横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例の制定

市第 72 号議案 横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の制定

市第 73 号議案 横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の制定

市第 74 号議案 横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の制定

説明資料

1 制定の経緯

平成 23 年 5 月 2 日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号、「第 1 次一括法」）」が公布され、「介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）」が改正されました。

これにより、これまで国が厚生労働省令で定めていた介護保険サービス事業者の指定等に関する基準について、都道府県、政令指定都市及び中核市等が条例で定めることとなりました。

施行期日の経過措置が平成 25 年 3 月末で満了することから、関係条例を平成 25 年 4 月 1 日までに定めて施行する必要があります。

2 条例案の基本的な考え方

省令の内容を基本に、事業者に対する指導の状況、横浜市介護保険運営協議会の意見等を踏まえて、本市独自の条項を盛り込みます。

3 横浜市介護保険運営協議会の実施

条例案を策定するにあたっては、本市が独自に規定する内容を中心に、横浜市介護保険運営協議会において説明、議論を行いました。

(1) 開催回数 計 4 回

(2) 開催概要

平成 24 年 3 月 26 日 全体説明

5 月 10 日 共通事項・施設サービス・居宅サービス

6 月 22 日 地域密着型サービス等

8 月 20 日 意見取りまとめ

市第 71 号議案
横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例
の制定

1 省令が定める内容

介護保険法に基づき、現行の省令「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」で定められている主な基準は、次のとおりです。

- (1) 総則
- (2) 各サービスの基準
 - ア 基本方針
 - イ 人員に関する基準
 - ウ 設備に関する基準
 - エ 運営に関する基準

2 条例で新たに規定する主な内容

上記の省令の内容に加えて、新たに次の基準を規定します。

- (1) 介護保険法関連条例共通で規定する独自基準

	項目	省令の内容	条例案の内容	理由	条項
①	事業の運営にあたっての連携	指定居宅サービス事業者は、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。	連携先に <u>地域包括支援センター</u> <u>老人介護支援センター</u> <u>住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等</u> を加える。	地域包括ケアでは、地域包括支援センターの位置付けが重要であるため	第 3 条 第 2 項
②	暴力団の排除	規定無し	指定居宅サービス事業者は、横浜市暴力団排除条例に規定する <u>暴力団</u> 、 <u>暴力団経営支配法人等</u> 又は <u>暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者</u> であってはならない。	本市暴力団排除条例の趣旨を徹底し、介護保険事業者の適正な運営を確保するため	第 4 条 第 2 項

③	利用者に対する身体的拘束	身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	身体的拘束等を行う場合には、 <u>事前に、利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただしやむを得ず事前説明が困難な場合は拘束後速やかに説明しなければならない。</u>	身体的拘束を受ける本人や家族には説明がなされるべきと考えられるため	第142条第6項ほか
④	サービス提供に当たっての文書による同意	サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。	利用者の同意を <u>文書により得なければならない</u> 。	利用料等の受領におけるトラブルを防止する観点から、同意内容を文書により明確にしておくことが必要と考えられるため	第9条第1項ほか
⑤	協力医療機関	協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。	協力歯科医療機関を定めて <u>おかななければならない</u> 。	介護における口腔ケアの役割が重視されてきているため	第216条第2項
⑥	記録の整備	次の記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 ・サービス計画 ・サービス提供記録 ・利用者が指示に従わなかった場合の市町村への通知に係る記録 ・苦情の内容等の記録 ・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (保存期間規定無し) ・従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録	次の記録は完結の日から <u>5年間保存</u> とする。 ・サービス提供記録 ・従業者の勤務体制についての記録 ・介護報酬を請求するために、審査支払機関に提出したもの	介護報酬の返還請求を行うにあたり、その時効が5年であるため	第42条第1項及び第2項第2号ほか

(2) 本条例で省令から変更する主な内容

	項目	省令の内容	条例案の内容	理由	条項
①	訪問介護、訪問看護における家族のサービス提供の禁止	訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせてはならない。	<u>同居の有無にかかわらず</u> 、訪問介護員等に、その家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせてはならない。	家族による介護と介護保険制度によるサービス提供の混同を避けるため	第26条ほか
②	短期入所生活介護における廊下幅に関する基準	片廊下 1.8m以上 中廊下 2.7m以上 ※ユニット型は廊下の一部の拡張による緩和措置がある 片廊下 1.5m以上 中廊下 1.8m以上	片廊下 1.8m以上 中廊下 <u>1.8m</u> 以上 ※ユニット型の緩和措置は省令どおり	中廊下の幅を、横浜市福祉のまちづくり条例における「望ましい水準」である1.8m(車椅子使用者同士が相対ですれ違うことができる幅)に緩和	第138条第7項第1号
③	特定施設入居者生活介護等における便所に関する基準	便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。	便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えている <u>とともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとする</u> こと。	浴室の基準に準じ、高齢者が使用しやすい設備とするため	第202条第4項第4号、第224条第4項第3号

(3) 本条例で新たに規定する主な内容

	項目	内容	理由	条項
①	通所サービスにおける送迎に関する基準	利用者に対して送迎を行う場合には、利用者の安全を確保するのに必要な数の従業者をもって行うものとする。	通所サービスでは、サービスに付随して利用者の送迎を行うことが前提となっているにもかかわらず、基準が設けられていなかったため	第 96 条第 1 項第 5 号ほか
②	通所介護における静養室の仕様に関する基準	遮蔽物の設置等により利用者の静養に配慮されていること、と規定する。	利用者の処遇の向上のため、静養室について仕様を明記	第 93 条第 2 項第 2 号
③	特定施設入居者生活介護等における洗面設備に関する基準	洗面設備の設置を必須とし、その基準として、身体の不自由な者が使用するのに適したものとするものとした。	利用者が施設で生活する上で必要な設備と考えられるため	第 202 条第 3 項、第 202 条第 4 項第 5 号、第 224 条第 3 項、第 224 条第 4 項第 4 号

市第 72 号議案

横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の制定

1 省令が定める内容

介護保険法に基づき、現行の省令「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」で定められている基準は次のとおりです。

- (1) 総則
- (2) 各サービスの基準
 - ア 基本方針
 - イ 人員に関する基準
 - ウ 設備に関する基準
 - エ 運営に関する基準

2 条例で新たに規定する主な内容

上記の省令の内容に加えて、新たに次の基準を規定します。

(1) 介護保険法関連条例共通で規定する独自基準

	項目	省令の内容	条例案の内容	理由	条項
①	事業の運営にあたっての連携	事業者は、市町村、他の地域密着型サービス事業所又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない	連携先に <u>地域包括支援センター</u> <u>老人介護支援センター</u> <u>住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等</u> を加える。	地域包括ケアでは、地域包括支援センターの位置付けが重要であるため	第 3 条 第 2 項
②	暴力団の排除	規定無し	指定地域密着型サービス事業者は、横浜市暴力団排除条例に規定する <u>暴力団、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないものとする。</u>	本市暴力団排除条例の趣旨を徹底し、介護保険事業者の適正な運営を確保するため	第 4 条

③	利用者に対する身体的拘束	身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない	身体的拘束等を行う場合には、 <u>事前に、利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただしやむを得ず事前説明が困難な場合は拘束後速やかに説明しなければならない。</u>	身体的拘束を受ける本人や家族には説明がなされるべきと考えられるため	第93条第7項ほか
④	サービス提供に当たっての文書による同意	サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。	利用者の同意を <u>文書により得なければならない</u> 。	利用料等の受領におけるトラブルを防止する観点から、同意内容を文書により明確にしておくことが必要と考えられるため	第10条第1項
⑤	協力医療機関	協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。	協力歯科医療機関を定めて <u>おかなければならない</u> 。	介護における口腔ケアの役割が重視されてきているため	第105条第2項ほか
⑥	記録の整備	次の記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない <ul style="list-style-type: none"> ・介護計画等 ・サービス提供記録 ・利用者が指示に従わなかった場合等の市町村への通知に係る記録 ・苦情の内容等の記録 ・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (保存期間規定無し) <ul style="list-style-type: none"> ・従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録 	次の記録は完結の日から <u>5年間保存</u> とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供記録 ・従業者の勤務体制についての記録 ・介護報酬を請求するために、審査支払機関に提出したもの 	介護報酬の返還請求を行うにあたり、その時効が5年であるため	第43条第1項ほか

(2) 本条例で省令から変更する主な内容

	項目	省令の内容	条例案の内容	理由	条項
①	小規模多機能型居宅介護の宿泊室	個室で 7.43 m ² 以上を原則とする。 例外的に、 <u>利用者の処遇上必要と認められる</u> 、プライバシーが確保されている、 <u>その合計面積が個室以外の定員×おおむね 7.43 m²以上の要件を満たすことが必要</u> 。	個室で 7.43 m ² 以上を原則とする。 例外的に、 <u>個室の設置が構造上困難な場合</u> 、プライバシーが確保されている、 <u>その居室の面積が宿泊室の定員×7.43 m²以上の要件を満たすことが必要</u> 。	利用者の処遇の向上のため、宿泊室の 1 人あたりの面積を明確にするため	第 87 条 第 2 項 第 2 号
②	小規模多機能型居宅介護の通いサービスの利用者数	通いサービスの利用者が「登録定員」* ₁ に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。	通いサービスの利用者が「登録者の数」* ₂ に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。	実際の利用者の「通い」サービスの利用を促進するため	第 93 条 第 9 号
③	地域密着型特定施設入居者生活介護の便所	便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。	便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えるとともに、 <u>身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること</u> 。	浴室の基準に準じ、高齢者が使用しやすい設備とするため	第 134 条 第 4 項 第 4 号
④	従来型地域密着型特養	従来型地域密着型特養(入所定員 29 人以下)の人員、設備及び運営に関する基準	削除 (条例で規定せず)	本市には従来型地域密着型特養は現存せず、また、従来型の特養の整備を行う予定が無いため	

* 1 登録定員 : 事業所の利用定員

* 2 登録者の数 : 事業所の定員内で実際に利用している人の数

(3) 本条例で新たに規定する主な内容

	項目	内容	理由	条項
①	小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護に備えるべき設備	・ 便所と洗面設備を追加し、その仕様を「利用者が使用するのに適したもの」と規定。 ・ 事務室を追加し、共用の部分から分離されたものとする。	利用者の処遇の向上のため	第 87 条第 1 項及び第 2 項第 3 号
②	小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護の衛生管理	事業所の衛生管理等として、感染症・食中毒の予防・まん延防止のための指針の整備、研修の実施を義務付ける。	感染症等の予防・まん延防止のため	第 104 条第 2 項第 3 号ほか
③	認知症対応型共同生活介護の共同生活住居	・ 共同生活住居の全ての設備等を同一の階に置くことが原則と規定	利用者の安全の確保のため	第 115 条第 3 項
④	認知症対応型共同生活介護の運営規程	運営規程で定める事項として「退去に関する留意事項」を明記	利用者と事業者のトラブル未然防止のため	第 124 条第 5 項
⑤	地域密着型特定施設入居者生活介護の洗面設備	洗面設備の設置を必須とし、その基準として、身体の不自由な者が使用するのに適したものとする事とした。	入居者が施設で生活する上で必要な設備と考えられるため	第 134 条第 3 項及び第 4 項第 5 号

市第 73 号議案

横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の制定

1 省令が定める内容

介護保険法に基づき、現行の省令「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」で定められている主な基準は、次のとおりです。

(1) 総則

(2) 各サービスの基準

ア 基本方針

イ 人員に関する基準

ウ 設備に関する基準

エ 運営に関する基準

オ 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

2 条例で新たに規定する主な内容

上記の省令の内容に加えて、新たに次の基準を規定します。

(1) 介護保険法関連条例共通で規定する独自基準

	項目	省令の内容	条例案の内容	理由	条項
①	事業の運営にあたっての連携	指定介護予防サービス事業者は、市町村、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。	連携先に <u>地域包括支援センター</u> <u>老人介護支援センター</u> <u>住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等</u> を加える。	地域包括ケアでは、地域包括支援センターの位置付けが重要であるため	第 3 条 第 2 項
②	暴力団の排除	規定無し	指定介護予防サービス事業者は、横浜市暴力団排除条例に規定する <u>暴力団、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。</u>	本市暴力団排除条例の趣旨を徹底し、介護保険事業者の適正な運営を確保するため	第 4 条 第 2 項
③	利用者に対する身体	身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用	身体的拘束等を行う場合には、 <u>事前に、利用者又はその家族に、身</u>	身体的拘束を受ける本人や家族には説明がなさ	第 124 条 第 3 項 ほか

	的拘束	者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	<u>体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただしやむを得ず事前説明が困難な場合は拘束後速やかに説明しなければならない。</u>	れるべきと考えられるため	
④	サービス提供に当たっての文書による同意	サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。	利用者の同意を <u>文書により得なければならない</u> 。	利用料等の受領におけるトラブルを防止する観点から、同意内容を文書により明確にしておくことが必要と考えられるため	第9条第1項ほか
⑤	協力医療機関	協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。	協力歯科医療機関を定めて <u>おかなければならない</u> 。	介護における口腔ケアの役割が重視されてきているため	第197条第2項
⑥	記録の整備	次の記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 ・サービス計画 ・サービス提供記録 ・利用者が指示に従わなかった場合の市町村への通知に係る記録 ・苦情の内容等の記録 ・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (保存期間規定無し) ・従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録	次の記録は完結の日から <u>5年間保存</u> とする。 ・サービス提供記録 ・従業者の勤務体制についての記録 ・介護報酬を請求するために、審査支払機関に提出したもの	介護報酬の返還請求を行うにあたり、その時効が5年であるため	第39条第1項及び第2項第1号ほか

(2) 本条例で省令から変更する主な内容

	項目	省令の内容	条例案の内容	理由	条項
①	介護予防訪問介護、介護予防訪問看護における家族のサービス提供の禁止	訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護の提供をさせてはならない。	<u>同居の有無にかかわらず</u> 、訪問介護員等に、その家族である利用者に対する介護予防訪問介護の提供をさせてはならない。	家族による介護と介護保険制度によるサービス提供の混同を避けるため	第23条ほか
②	介護予防短期入所生活介護における廊下幅に関する基準	片廊下 1.8m以上 中廊下 2.7m以上 ※ユニット型は廊下の一部の拡張による緩和措置がある 片廊下 1.5m以上 中廊下 1.8m以上	片廊下 1.8m以上 中廊下 <u>1.8m</u> 以上 ※ユニット型の緩和措置は省令どおり	中廊下の幅を、横浜市福祉のまちづくり条例における「望ましい水準」である1.8m(車椅子使用者同士が相対ですれ違えることができる幅)に緩和。	第120条第7項第1号
③	介護予防特定施設入居者生活介護等における便所に関する基準	便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。	便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えている <u>とともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとする</u> こと。	浴室の基準に準じ、高齢者が使用しやすい設備とするため	第188条第4号、第212条第4項第3号

(3) 本条例で新たに規定する主な内容

	項目	内容	理由	条項
①	通所サービスにおける送迎に関する基準	利用者に対して送迎を行う場合には、利用者の安全を確保するのに必要な数の従業者をもって行うものとする。	通所サービスでは、サービスに付随して利用者の送迎を行うことが前提となっているにも関わらず、基準が設けられていなかったため	第101条第1項第9号ほか
②	介護予防通所介護における静養室の仕様に関する基準	遮蔽物の設置等により利用者の静養に配慮されていること、と規定する。	利用者の処遇の向上のため、静養室について仕様を明記	第91条第2項第2号
③	介護予防特定施設入居者生活介護等における洗面設備に関する基準	洗面設備の設置を必須とし、その基準として、身体の不自由な者が使用するのに適したものとするものとした。	利用者が施設で生活する上で必要な設備と考えられるため	第188条第3項、第188条第4項第5号、第212条第3項、第212条第4項第4号

市第 74 号議案

横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の制定

1 省令が定める内容

介護保険法に基づき、現行の省令「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」で定められている基準は、次のとおりです。

(1) 総則

(2) 各サービスの基準

ア 基本方針

イ 人員に関する基準

ウ 設備に関する基準

エ 運営に関する基準

オ 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

2 条例で新たに規定する主な内容

上記の省令の内容に加えて、新たに次の基準を規定します。

(1) 介護保険法関連条例共通で規定する独自基準

	項目	省令の内容	条例案の内容	理由	条項
①	事業の運営にあたっての連携	事業者は、市町村、他の地域密着型介護予防サービス事業所又は介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。	連携先に <u>地域包括支援センター</u> <u>老人介護支援センター</u> <u>住民による自発的な活動によるサービス</u> <u>を含めた地域における様々な取組を行う者等</u> を加える。	地域包括ケアでは、地域包括支援センターの位置付けが重要であるため	第3条第2項

②	暴力団の排除	規定無し	指定地域密着型サービス事業者は、横浜市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないものとする。	本市暴力団排除条例の趣旨を徹底し、介護保険事業者の適正な運営を確保するため	第4条
③	利用者に対する身体的拘束	身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	身体的拘束等を行う場合には、事前に、利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただしやむを得ず事前説明が困難な場合は拘束後速やかに説明しなければならない。	身体的拘束を受ける本人や家族には説明がなされるべきと考えられるため	第54条第3項ほか
④	サービス提供に当たっての文書による同意	サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。	利用者の同意を文書により得なければならない。	利用料等の受領におけるトラブルを防止する観点から、同意内容を文書により明確にしておくことが必要と考えられるため	第12条第1項ほか
⑤	協力医療機関	協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。	協力歯科医療機関を定めておかななければならない。	介護における口腔ケアの役割が重視されてきているため	第62条第2項ほか
⑥	記録の整備	次の記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない ・施設サービス計画 ・サービス提供記録 ・利用者が指示に従	次の記録は完結の日から5年間保存とする。 ・サービス提供記録 ・従業者の勤務体制についての記録 ・介護報酬を請求する	介護報酬の返還請求を行うにあたり、その時効が5年であるため	第41条第1項ほか

	<p>わなかった場合の市町村への通知に係る記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情の内容等の記録 ・ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 <p>(保存期間規定無し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録 	<p>ために、審査支払機関に提出したもの</p>		
--	---	--------------------------	--	--

(2) 本条例で省令から変更する主な内容

	項目	省令の内容	条例案の内容	理由	条項
①	介護予防小規模多機能型居宅介護の宿泊室	<p>個室で 7.43 m²以上を原則とする。</p> <p>例外的に、<u>利用者の処遇上必要と認められる</u>、<u>プライバシーが確保されている</u>、<u>その合計面積が個室以外の定員×おおむね 7.43 m²以上の要件を満たすことが必要。</u></p>	<p>個室で 7.43 m²以上を原則とする。</p> <p>例外的に、<u>個室の設置が構造上困難な場合</u>、<u>プライバシーが確保されている</u>、<u>その居室の面積が宿泊室の定員×7.43 m²以上の要件を満たすことが必要。</u></p>	<p>利用者の処遇の向上のため、宿泊室の 1 人あたりの面積を明確にするため</p>	第 49 条 第 2 項 第 2 号
②	介護予防小規模多機能型居宅介護の通いサービスの利用者数	<p>通いサービスの利用者が「<u>登録定員</u>」* 1 に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。</p>	<p>通いサービスの利用者が「<u>登録者の数</u>」* 2 に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。</p>	<p>実際の利用者の「通い」サービスの利用を促進するため</p>	第 69 条 第 11 号

* 1 登録定員 : 事業所の利用定員

* 2 登録者の数 : 事業所の定員内で実際に利用している人の数

(3) 本条例で新たに規定する主な内容

	項目	内容	理由	条項
①	介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護に備えるべき設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 便所と洗面設備を追加し、その仕様として「利用者が使用するのに適したもの」と規定。 ・ 事務室を追加し、共用の部分から分離されたものとする。 	利用者の処遇の向上のため	第 49 条第 1 項及び第 2 項第 3 号
②	介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護の衛生管理	事業所の衛生管理等として、感染症・食中毒の予防・まん延防止のための指針の整備、研修の実施を義務付ける。	感染症等の予防・まん延防止のため	第 61 条第 2 項ほか
③	介護予防認知症対応型共同生活介護の共同生活住居	・ 共同生活住居の全ての設備等を同一の階に置くことが原則と規定	利用者の安全の確保のため	第 76 条第 3 項
④	介護予防認知症対応型共同生活介護の運営規程	運営規程で定める事項として「退去に関する留意事項」を明記	利用者と事業者のトラブル未然防止のため	第 82 条第 5 項